

## 研究費の執行にかかる Q&A

### 「事務局による検収」について

Q3 : 「事務局による検収」の除外物品はありますか？

A : びわこ・くさつキャンパス内の汲み取り式の液化窒素利用分は「事務局による検収」を実施しません。ボンベで購入した場合は「事務局による検収」を受けてください。

Q4 : 「検収場所」の開室時間は？

A : 平日（学年暦にもとづく休日を除く）の9時～17時30分です。ただし、衣笠キャンパスのアート・リサーチセンター、歴史都市防災研究所は、9時30分から17時00分です。びわこ・くさつキャンパスのコアステーション、クリエーションコア、インテグレーションコアは、9時30分から17時30分です。なお、11時30分から12時30分までは昼休憩のため閉室します。また、びわこ・くさつキャンパスのインテグレーションコアは荷物預かり棚を利用した対応となっておりますのでご注意ください。

Q5 : 発注する際に、業者から「検収場所」について聞かれました。

A : 納入業者が持ち込む「検収場所」は、衣笠キャンパス/至徳館1階、びわこ・くさつキャンパス/キャノピーです。各「検収場所」を業者にお伝えください。業者が検収を受けずに納品しようとした場合は、「検収場所」にて検収を受けるよう、業者に伝えてください。なお、本学と取引の多い業者には、あらかじめ研究部から「検収場所」や方法について周知しています。

Q6 : 立命館生活協同組合の店舗で直接購入しましたが、「引渡確認印」を押印してもらうのを忘れてしまいました。どのようにしたら良いですか？

A : 「検収場所」にて「事務局による検収」を実施しますので、購入された物品と「校費売掛金伝票」等もしくは領収書（レシート）を「検収場所」までご持参ください。なお、生協では、購入した物品をその場で受け取った場合のみ「引渡確認印」を押印しますので、ご注意ください。

Q7 : 正式な納品書が届く前に納品された場合は、どのようにすれば良いですか？

A : 購入物品が納品された際に渡される（あるいは添付/同梱されている）、仮の納品書や配達伝票など、購入した物品の名称や数量等が確認できる書類をもって「事務局による検収」を受けてください。それらの書類は、後日に届いた正式な納品書とともに各リサーチオフィスに送付してください。

Q8 : ソフトウェアのインストールやライセンス更新などは、「検収場所」に持っていくことができませんがどうしたらよいですか？

A: 「事務局による検収」は必要です。購入時に業者から届いた電子メールやインストール等が完了したことを示す画面をプリントアウトして、「事務局による確認」を受けてください。

Q9: 実験用動物を購入したいのですが、動物の状態保存のため、研究室に届くまでに開封されると困ります。検収はどのようにしたら良いですか？

A: このような場合は、「検収場所」ではパッケージに記述されている品名や型番と納品書の記述内容が一致するか等で検収を実施します。実験用動物、組み換え DNA、アイソトープといった包装を解いて確認することができない場合では、最終的には研究者ご自身に内容を確認し検収していただきます。業者が直接納品した場合は、最寄りの「検収場所」にご連絡いただき、「事務局による検収」を受けてください。

Q10: 宅配業者が直接研究室に納品した場合や、納入業者が検収を受けずに直接納品した場合はどのようにしたら良いですか？

A: お近くの「検収場所」に物品と納品書をご持参いただき「事務局による検収」を受けてください。大きな物品や重たい物品、軽量でも扱いが非常にデリケートで持ち運びが困難な場合は、「検収場所」までご連絡ください。検収担当者が研究室に伺います。

Q11: 学外で物品を購入した場合は、どのように「事務局による検収」を受けたら良いですか？

A: 立替払いでの購入せざるを得なかつた場合は、購入後速やかに購入物品と領収書を「検収場所」にご持参いただき「事務局による検収」を受けてください。

Q12: 「検収場所」が閉室している日に消耗品を購入し、「事務局による検収」を受ける前に消費してしまった場合、どのように「事務局による検収」を受ければ良いでしょうか？

A: 購入物品が入っていたケースや空き瓶等、納品書との照合が可能な物品を持ち込んで「事務局による検収」を受けてください。照合が可能な物品が残せなかつた場合は、「納品検収に関する理由書〔研究部様式 1-5〕」に必要事項を記入し、各リサーチオフィスに提出してください。

Q13: 納品書への納品確認の押印（サイン）は、検収印や引渡確認印があつても必要ですか？

A: 研究者が行う納品書への押印（サイン）は、発注したものが間違ひなく仕様通りに納品されたことを最終的に研究者自身が確認したことを証するものです。お手数ですが、事務局で「事務局による検収」を行なっている場合でも、納品書に押印（サイン）をお願いします。